明海大学
不動産学部

不動産の話題 [80]

学生と教員の見方

不動産公法関連訴訟を考える④

【学生の見方&考え方】
（大学院博士前期課程1年
四ヶ所浩実）

【アピールポイント】
不動産学の重要性や奥深さ、学ぶことの楽しさを、大学院での研究を通じて日々実感しています。

一級建築士免許取消処分の取り消し

行政手続法で定める理由提示の程度

【教員による展開】
（兼重賢太郎教授）

本件は、一級建築士免許の取消処分（不利益処分）をなされた私人が、免許取消処分の取り消しを求めて訴えたものである。

行政手続法第14条第1項（以下、「同項」）は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」と定めている。では、行政庁が行政手続法に基づいて不利益処分を行う場合、どの程度の理由提示が求められるのか。この点について、最高裁判所2011年6月7日判決は、同項が理由提示を義務づけている趣旨は、行政庁の判断の恣意性を抑制することと、不利益処分の名あて人に不服申し立ての便宜を与えることとし、その趣旨に照らして、理由提示の程度は、（i）当該処分の根拠法令の規定内容、（ii）処分基準の存否・内容および公表の有無、（iii）処分の性質および内容、（iv）処分の原因となる事実関係の内容を総合考慮して決定すべきであるとしている。

本判決は、国土交通大臣による一級建築士の免許取消処分という不利益処分において、その処分通知書に記載された理由が同項に定める要件を満たしていないとして、その処分の違法性が争点となった取消訴訟に関するものである。本件については、前述（i）～（iv）を総合考慮した結果、当該免許取消処分は違法であるとされ、免許取消処分が取り消されたが、裁判官5人中2人が反対意見を述べており、判断が分かれる難しい事案であったことがうかがえる。

しかし、行政が私人に対して不利益処分を行う際には、その手続きが適正であることが厳格に求められることを示した点で、本判決は意義深いものであると考える。

本件訴訟の背景には、2000年代半ば頃に社会問題となった、いわゆる「耐震偽装」問題がある。札幌市の本件原告（上告人）の一級建築士は、下請けに出したデータの偽装を見逃し、結果として、建築基準関係規定に適合しない設計による耐震性が不足した建物を出現させたとして、一級建築士免許の取消処分をなされた。第一審（札幌地判2008年2月29日）、第二審（札幌高判2008年11月13日）とも、処分理由の提示は十分であるとして、原告（控訴人）の請求を棄却する判決を出した。しかしながら、最高裁判決では、処分の原因となる事実と根拠法条は示されているものの、処分基準の適用関係が全く示されていないことから、理由提示としては不十分だとされたのであった。

なお、最高裁判決でも、5人のうち、2人の裁判官が反対に回った。反対意見として、以下のようなことが指摘されている。①処分理由とされた行為の重大性と深刻な結果をみれば、免許取消処分がやむを得ないことは容易に理解できる。②一級建築士のような専門職に対する懲戒処分では、処分基準の適用関係を逐一説明するまでの必要性・合理性はない。③この後、再度、理由提示を十分に示した上で免許取消処分がなされたとしても、さらに訴訟が行われる事態もありえ、時間・労力・費用等の訴訟経済の面からも合理的ではない。読者のみなさんは、反対意見について、どう考えるだろうか。

社会にもたらしたインパクトの大きさと、わが国ではややもすると軽視されがちな手続的正義の問題とのバランスをどう考えるのか、本判決は、私たちに大きな課題を突きつけているようにも思われる。